



金沢市公報

号外第7号の11

平成17年(2005年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ		ページ
教育委員会規則		金沢市キゴ山天体観察センター条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年課)	11
徳田秋聲記念館条例施行規則 (国際文化課)	1	金沢市立中村記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則 (国際文化課)	11
教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)	3	前田土佐守家資料館条例施行規則の一部を改正する規則 (")	12
金沢市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則 (")	3	金沢市教育委員会における金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	13
金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (")	4	教育委員会訓令甲	
金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則 (")	5	教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程及び金沢市キゴ山ふれあいの里及び金沢市キゴ山少年自然の家当直規程の一部を改正する規程 (教育総務課)	13
金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 (")	9	教育委員会告示	
金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則 (学校指導課)	10	金沢市立工業高等学校学則の一部改正について (市立工業高等学校)	14
金沢市公民館運営規則等の一部を改正する規則 (教育総務課)	10		

教育委員会規則

徳田秋聲記念館条例施行規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第1号

徳田秋聲記念館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳田秋聲記念館条例(平成16年条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧券の交付)

第2条 徳田秋聲記念館(以下「記念館」という。)の展示資料を観覧しようとする者は、観覧券(様式第1号)の交付を受けなければならない。ただし、高校生以下の者については、この限りでない。

(観覧料の後納)

第3条 条例第7条の2ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(観覧料の減免手続)

第4条 条例第8条の規定に基づき観覧料の減免を受けようとする者は、徳田秋聲記念館観覧料減免申請書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

(入館の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

- (2) 記念館の施設、設備又は展示資料を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者
(所蔵品の貸付け)

第6条 記念館の所蔵品は、他の公共団体等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができる。

- 2 館長は、前項の規定により所蔵品の貸付けをするときは、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。
(資料の受託)

第7条 館長は、資料の保管の委託を受けるときは、教育委員会の承認を受けなければならない。
(指定管理者の指定の申出)

第8条 条例第13条第3項の規定による申出は、教育委員会が別に定める期間内に、徳田秋聲記念館指定管理者指定申出書（様式第3号）により行わなければならない。

- 2 前項の申出書には、条例第13条第3項の事業計画書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 記念館の管理に関する業務の収支予算書
 - (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - (3) 法人にあっては、登記事項証明書
 - (4) 経営状況に関する書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類
 (雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。
附 則

この規則は、平成17年4月7日から施行する。ただし、第8条の規定は、公布の日から施行する。
様式第1号（第2条関係）

_____ 控 (種別) _____ 円	_____ 観覧券 (種別) _____ 円	図 徳田秋聲記念館
---	---	----------------------

備考 種別は、団体、個人及び減免とする。

様式第2号（第4条関係）

徳田秋聲記念館観覧料減免申請書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

申請者 住所
氏名 印
(申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。)

徳田秋聲記念館の観覧料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

観覧の日時	年 月 日 (曜日)	時	分から	時	分まで
観覧料の額	円				
減免申請額	円				

理 由	
-----	--

備考 申請者の住所及び氏名の欄には、団体にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号(第8条関係)

徳田秋聲記念館指定管理者指定申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市教育委員会

申出者 所在地

団体名

代表者氏名

印

徳田秋聲記念館の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申し出ます。

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 徳田秋聲記念館の管理に関する業務の収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあつては、登記事項証明書
- (5) 経営状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第2号

教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会事務の補助執行に関する規則(平成13年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「金沢市都市政策部長(以下「都市政策部長」を「金沢市都市政策局長(以下「都市政策局長」に改め、同項第2号中「及び室生犀星記念館」を「、室生犀星記念館及び徳田秋聲記念館」に改め、同条第2項及び第3項中「都市政策部長」を「都市政策局長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定は、同月7日から施行する。

金沢市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第3号

金沢市教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会教育長事務委任規則(平成12年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「及び室生犀星記念館」を「、室生犀星記念館及び徳田秋聲記念館」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月7日から施行する。

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第4号

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務局の組織及び分掌事務規則（平成13年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表生涯学習部の項を次のように改める。

生涯学習部	生涯学習課 女性センター 中央公民館 長町研修館 キゴ山ふれあいの里 キゴ山少年自然の家 キゴ山天体観察センター キゴ山自然学習館	1 生涯学習に関する事項
-------	--	--------------

第2条第3項中「事務局に教育次長を、」を削る。

第4条の表を次のように改める。

課 等	分 掌 事 務
生涯学習課	1 生涯学習振興施策の企画立案に関する事項 2 生涯学習の情報の提供及び相談に関する事項 3 青少年教育の推進に関する事項 4 成人教育の推進に関する事項 5 高齢者教育の推進に関する事項 6 女性教育の推進に関する事項 7 家庭教育の推進に関する事項 8 学校教育と地域・家庭教育との連携に関する事項 9 社会教育委員に関する事項 10 社会教育関係団体の育成及び指導に関する事項 11 地区公民館に関する事項 12 青少年野外体験施設に関する事項 13 長土堀交流館に関する事項 14 学校施設の開放に関する事項（学校施設の利用の許可に関する事項を除く。） 15 市民憲章に関する事項
女性センター	1 講座の開催に関する事項 2 女性センターの管理運営に関する事項
中央公民館	1 成人教養講座の開催に関する事項 2 高齢者教育に関する事項 3 中央公民館の管理運営に関する事項
長町研修館	1 市民のための研修会、講習会等の開催に関する事項 2 長町研修館の管理運営に関する事項
キゴ山ふれあいの里	1 青年の研修等の開催に関する事項 2 市民の農林漁業についての体験活動に関する事項 3 キゴ山ふれあいの里の管理運営に関する事項
キゴ山少年自然の家	1 自然観察等の自然に親しむ学習活動に関する事項 2 少年団体の指導者の研修に関する事項 3 キゴ山少年自然の家の管理運営に関する事項

キゴ山天体観察センター	1 学校教育の理・科学学習の推進に関する事項 2 天体観察会、宇宙に関する学習会等の開催に関する事項 3 キゴ山天体観察センターの管理運営に関する事項
キゴ山自然学習館	1 自然観察学習会等の開催に関する事項 2 自然について学習する団体等の育成及び指導者の養成に関する事項 3 キゴ山自然学習館の管理運営に関する事項

第5条の表地域教育センターの項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 青少年の健全育成に関する事項

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 金沢市社会教育委員事務局規則（昭和25年教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。
第1条中「教育委員会生涯学習部生涯学習推進課」を「教育委員会生涯学習部生涯学習課」に改める。
- 3 金沢市女性センター条例施行規則（昭和45年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第8条中「教育委員会生涯学習部生涯学習推進課」を「教育委員会生涯学習部生涯学習課」に改める。

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会事務決裁規則（昭和60年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第3条を次のように改める。

第3条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指定した部長がその職務を代理する。

第4条中「並びに教育次長（教育次長が2人以上ある場合にあっては、当該事務を担当する教育次長。以下同じ。）」を削る。

第5条第1項中「教育次長」を「所管部長」に改め、同条第2項中「教育次長」を「所管部長」に、「所管部長」を「所管課長（教育プラザ富樫にあっては、地域教育センター所長、相談センター所長及び研修センター所長。次項において同じ。）」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「（教育プラザ富樫にあっては、地域教育センター所長、相談センター所長及び研修センター所長）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第9条中「教育次長、」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

各課共通専決事項

1 組織及び人事管理

専決事項等	専決区分等			
	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
1 所属職員の配置及び事務分担の決定				
2 附属機関又は各種委員会の委員及び幹事の任免				教育総務課（職員を含む場合に限る。）
3 国、他の公共団体等の機関の役職の推薦及び就任の承認				教育総務課

4	内部組織の委員及び幹事の任免				教育総務課
5	年次有給休暇の処理	(課長)	(所属職員)	(所属職員)	
6	時間外勤務命令及び休日勤務命令				
7	所属職員の職務に関する証票(職員証を除く。)の発行				
8	出張命令(依頼)				
	(1) 市内出張命令	(課長)	(所属職員)	(所属職員)	
	(2) 県内出張命令	(課長)	(所属職員)	(所属職員)	財政課(長期講習旅費に限る。)
	(3) 県外出張命令	(課長)	(所属職員)	(所属職員)	財政課(長期講習旅費に限る。)
	(4) 外国旅行命令				職員課 財政課
	(5) 特別旅行依頼(費用弁償を含む。)	(課長以上相当)	(課長補佐以下相当)		職員課 財政課(長期講習旅費に限る。)
9	部局専門研修の実施				教育総務課
10	職員の公務災害補償(認定請求に係るものに限る。)				職員課(職員厚生室を含む。)

備考

- 1 出先機関の長とは、女性センター館長、中央公民館長、長町研修館長、キゴ山ふれあいの里館長、キゴ山少年自然の家館長、キゴ山天体観察センター館長、キゴ山自然学習館長、地域教育センター所長、相談センター所長及び研修センター所長をいう(事務の執行において同じ。)
- 2 課長とあるのは、課長に相当する職にある職員を含む。
- 3 「所管課長」とあるのは、教育プラザ富樫にあっては、「所管部長」と読み替える(事務の執行において同じ。)

2 事務の執行

専決事項等	専決区分等			
	所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
1 規則、訓令又は要綱の制定及び改廃				教育総務課(軽易なものを除く。)
2 許認可、登録、承認等の申請、副申又は進達		(軽易なもの)		
3 市民からの意見、要望、提案等の処理		(軽易なもの)		
4 附属機関等の招集及び会議等の開催の決定				
5 職員以外の者の表彰、ほう賞、感謝状の贈呈及び賞状の授与の決定	(軽易なもの)			教育総務課
6 国、県等の表彰及びほう賞に係る推薦				
7 訴訟等についての決定				
(1) 訴訟、和解、あっ旋、調停又は仲裁				文書法制課 財政課

(2) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立て				文書法制課 財政課
(3) 仮差押え、仮処分及び支払命令の申立て				財政課
(4) 訴訟代理人の指定				文書法制課
8 損害賠償の処理				総務課 財政課
9 法令に基づく立入検査、監査及び調査並びに報告等の聴取、帳簿、書類等の提出命令及び必要物件の収去				
10 定例的な許可、認可、認定、取消し、禁止等の行政処分		(軽易なもの)		
11 定例的な行事の主催、共催及び後援の決定		(軽易なもの)		
12 定例的な行事における式辞、祝辞等		(軽易なもの)		教育総務課
13 統計並びに資料の収集、作成、提出及び配布				
14 告示、公告、公表、公示送達及びその他公示		(定例的なもの)		教育総務課 文書法制課
15 照会、回答、報告、通知、依頼等				
16 公簿の閲覧の許可及び証明書、証票、標識等の交付				
17 行政情報の公開等の可否の決定		(軽易なもの)		広報広聴課
18 所管の公用車の運行計画の決定				
19 各種台帳の作成及び管理				
20 囑託登記の決定				
21 部の所管事務に係る企画及び連絡調整				
22 所管事務に係る啓発及び普及に関すること。				

備考 この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。

別表第2 (第9条関係)

各部課個別専決事項

部課名	専決事項	専決区分等			
		所管部長	所管課長	出先機関の長	合議課
教育総務課	1 臨時的任用職員(学校及び共同調理場の臨時的任用職員を除く。)の任免				
	2 職員(学校及び共同調理場の職員(以下「学校職員等」という。)を除く。)の育児休業の承認				

	3 職員（学校職員等を除く。）の職務専念義務の免除			
	4 職員（学校職員等を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			
	5 職員（学校職員等を除く。）の職務外職務の従事許可及び営利企業等の従事又は経営の許可			
	6 職員証及び履歴の証明の発行			
	7 職員（学校職員等を除く。）の欠勤の処理			
	8 職員（学校職員等を除く。）の人事記録の整理			
	9 文書の収発記号の決定			
	10 小学校及び中学校の施設及び設備の目的外使用の許可等			
	11 児童及び生徒の入学及び転学に関すること。			
	12 児童及び生徒の就学の指定及び区域外就学に関すること。			
学校職員課	1 臨時的任用職員（学校及び共同調理場の臨時的任用職員に限る。）の任免			
	2 学校職員等の育児休業の承認			
	3 学校職員等の職務専念義務の免除			
	4 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員を除く。）の病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認			
	5 学校職員等の職務外職務の従事許可、営利企業等の従事又は経営の許可並びに兼職及び他の事業等の従事の承認			
	6 学校職員等（小学校及び中学校の職員並びに市立工業高等学校の教職員に限る。）の休暇（校長以外の者にあつては、引き続き7日以上にわたる場合に限る。）の承認			
	7 校長の県外出張命令又は3日以上の県内出張命令の承認			
	8 学校職員等の欠勤の処理			
	9 学校職員等の人事記録等の整理			
	10 学校職員等（県費負担教職員に限る。）の休暇及び育児休業に係る講師の任用の内申			
	11 学校職員等の健康診断に関すること。			

学校指導課	1 児童及び生徒の就学（就学の指定及び区域外就学を除く。）及び出席の督促に関する事。				
	2 修学旅行の承認				
	3 児童及び生徒の成績品の出品に関する事。				
	4 児童及び生徒の健康診断に関する事。				
生涯学習課	1 青少年野外体験施設の使用承認等				
	2 長土塀交流館の使用承認等				
	3 学校施設の開放校に指定された小学校及び中学校の利用団体の登録等				
	4 女性センターの使用承認等				
	5 中央公民館の使用承認等				
	6 長町研修館の使用承認等				
	7 キゴ山ふれあいの里の使用承認等				
	8 キゴ山少年自然の家の使用承認等				
	9 キゴ山天体観察センターの使用承認等				
	10 キゴ山自然学習館の使用承認等				
教育プラザ 富樫	1 地域教育センターの体育館の使用承認等				
	2 教育プラザ富樫の施設及び設備の目的外使用の許可等				
	3 学習用教材の使用承認等				
	4 少年の補導の実施に関する事。				
	5 教職員及び保育職員の研修の実施に関する事。				
	6 教育資料の使用承認等				

備考

- この表に専決事項として定められていないものであっても、事案の内容により専決することが適当であると類推できるものは、この表に準じて処理すること。
- 出先機関の長とは、女性センター館長、中央公民館長、長町研修館長、キゴ山ふれあいの里館長、キゴ山少年自然の家館長、キゴ山天体観察センター館長、キゴ山自然学習館長、地域教育センター所長、相談センター所長及び研修センター所長をいう。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第6号

金沢市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会職員職名規則（昭和28年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「教育次長 部長 総括施設長 担当次長」を「部長 総括施設長 担当部長」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第7号

金沢市立小学校、中学校管理規則の一部を改正する規則

金沢市立小学校、中学校管理規則（昭和46年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項中「教務主任」の次に「及び研究主任（以下「教務主任等」という。）」を加え、同条第3項中「教務主任」を「教務主任等」に改め、同条中第9項を第10項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 研究主任は、校長の監督を受け、学習指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市公民館運営規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第8号

金沢市公民館運営規則等の一部を改正する規則

(金沢市公民館運営規則の一部改正)

第1条 金沢市公民館運営規則（昭和29年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第3号及び別記様式の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市体育施設条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市体育施設条例施行規則（昭和34年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号及び様式第8号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市立中村記念美術館条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市立中村記念美術館条例施行規則（昭和50年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第3号及び様式第5号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市民俗文化財展示館条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市民俗文化財展示館条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号及び様式第3号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則の一部改正)

第5条 金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則（昭和60年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第3号及び様式第3号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市長町研修館条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢市長町研修館条例施行規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第3号及び様式第5号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢市立ふるさと偉人館条例施行規則の一部改正)

第7条 金沢市立ふるさと偉人館条例施行規則（平成5年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第3号及び様式第3号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(泉鏡花記念館条例施行規則の一部改正)

第8条 泉鏡花記念館条例施行規則（平成11年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号及び様式第3号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢湯涌夢二館条例施行規則の一部改正)

第9条 金沢湯涌夢二館条例施行規則（平成12年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号及び様式第3号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

(金沢蓄音器館条例施行規則の一部改正)

第10条 金沢蓄音器館条例施行規則（平成13年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号及び様式第3号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
（室生犀星記念館条例施行規則の一部改正）

第11条 室生犀星記念館条例施行規則（平成14年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号及び様式第3号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市キゴ山天体観察センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第9号

金沢市キゴ山天体観察センター条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市キゴ山天体観察センター条例施行規則（平成10年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
様式第2号及び様式第3号中

「

宇宙科学工房																				
宇宙科学工房																				

を

「

宇宙科学工房																			
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改める。」

附 則

- 1 この規則は、平成17年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市立中村記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第10号

金沢市立中村記念美術館条例施行規則等の一部を改正する規則

（金沢市立中村記念美術館条例施行規則の一部改正）

第1条 金沢市立中村記念美術館条例施行規則（昭和50年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（入場料の後納）

第5条の2 条例第6条の2ただし書の規定に基づき入場料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

（金沢市民俗文化財展示館条例施行規則の一部改正）

第2条 金沢市民俗文化財展示館条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、入館料を前納し」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（入館料の後納）

第5条の2 条例第5条の2ただし書の規定に基づき入館料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

（金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則の一部改正）

第3条 金沢市立安江金箔工芸館条例施行規則（昭和60年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 条例第6条の2ただし書の規定に基づき入場料を後納させる場合は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があ

ると認める場合とする。

(金沢市立ふるさと偉人館条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市立ふるさと偉人館条例施行規則(平成5年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

第5条の2 条例第6条の2ただし書の規定に基づき入場料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(泉鏡花記念館条例施行規則の一部改正)

第5条 泉鏡花記念館条例施行規則(平成11年教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 条例第6条の2ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(金沢湯涌夢二館条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢湯涌夢二館条例施行規則(平成12年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 条例第6条の2ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(金沢蓄音器館条例施行規則の一部改正)

第7条 金沢蓄音器館条例施行規則(平成13年教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(観覧料の後納)

第4条の2 条例第6条の2ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

(室生犀星記念館条例施行規則の一部改正)

第8条 室生犀星記念館条例施行規則(平成14年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(観覧料の後納)

第4条の2 条例第6条の2ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

前田土佐守家資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第11号

前田土佐守家資料館条例施行規則の一部を改正する規則

前田土佐守家資料館条例施行規則(平成14年教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「様式第1号)」の次に「又は共通観覧券(様式第1号の2)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(観覧料の後納)

第4条の2 条例第6条の2ただし書の規定に基づき観覧料を後納させる場合は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による登録を受けた者との観覧に係る契約に基づき観覧させる場合その他市長が特に必要があると認める場合とする。

第9条第2項第3号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第4条関係)

控 1 (種別)	控 2 (種別)	観覧券 (種別)	図
		円	前田土佐守家資料館 金沢市老舗記念館

備考 種別は、団体及び個人とする。

様式第3号の備考第4号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第9条及び様式第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市教育委員会における金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

●金沢市教育委員会規則第12号

金沢市教育委員会における金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市教育委員会における金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則（平成13年教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市教育委員会における金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則

本則中「金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例（）」を「金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（）」に、「金沢市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則」を「金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

教育委員会訓令甲

●金沢市教育委員会訓令甲第1号

教 育 委 員 会

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程及び金沢市キゴ山ふれあいの里及び金沢市キゴ山少年自然の家当直規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程及び金沢市キゴ山ふれあいの里及び金沢市キゴ山少年自然の家当直規程の一部を改正する規程

(教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第1条 教育委員会事務局の職員の勤務時間に関する規程（昭和48年教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

女性センター、中央公民館又は長町研修館に勤務する職員	日勤及び夜間勤務	1週間当たり40時間勤務とし、その割振り及び時限は、生涯学習推進課長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、生涯学習推進課長が定める。	勤務時間6時間を超え8時間までは45分、8時間を超えるときは1時間とし、その時限は、生涯学習推進課長が定める。
キゴ山ふれあいの里、キゴ山少年自然の家、キゴ山天体観察センター又はキゴ山自然学習館に勤務する職員	日勤及び夜間勤務	1週間当たり40時間勤務とし、その割振り及び時限は、青少年課長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、青少年課長が定める。	勤務時間6時間を超え8時間までは45分、8時間を超えるときは1時間とし、その時限は、青少年課長が定める。

を

女性センター、中央公民館、長町研修館、キゴ山ふれあいの里、キゴ山少年自然の家、キゴ山天体観察センター又はキゴ山自然学習館に勤務する職員	日勤及び夜間勤務	1週間当たり40時間勤務とし、その割振り及び時限は、生涯学習課長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、生涯学習課長が定める。	勤務時間6時間を超え8時間までは45分、8時間を超えるときは1時間とし、その時限は、生涯学習課長が定める。
---	----------	---------------------------------------	--------------------------------	---

に改める。

(金沢市キゴ山ふれあいの里及び金沢市キゴ山少年自然の家当直規程の一部改正)

第2条 金沢市キゴ山ふれあいの里及び金沢市キゴ山少年自然の家当直規程(昭和63年教育委員会訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「青少年課長」を「生涯学習課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第13号

金沢市立工業高等学校学則(昭和33年教育委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第11条関係)

本科第1部教育課程

1 機械テクノロジー科メカニクスコース

教 科	科 目	履 修 学 年			単位数
		1 年	2 年	3 年	
国 語	国語表現			2 b	0, 2
	国語総合	4			4
	現代文		2	2	4
地理歴史	世界史A		2		2
	日本史A		b		0, 2
	地理A	2			2

公 民	現代社会			2	2
	現代社会探究			b	0, 2
数 学	数学	3			3
	数学		2 a 2 b b	2 a	2, 4
	数学			b b	0, 2, 4
	数学A	2			2
	数学B			b	0, 2
理 科	理科総合A	2			2
	物理		3		3
	物理			b	0, 2
保健体育	体育	2	2	3	7
	保健	1	1		2
	体育理論			b	0, 2
芸 術	美術	2			2
	美術		b		0, 2
	美術			b	0, 2
外 国 語	オーラルコミュニケーション		b		0, 2
	英語	3			3
	英語		2 a 2 b	2 a 2 b	4
	リーディング			2 b	0, 2
	ライティング			b	0, 2
	英語基礎		2 b		0, 2
	英語総合			b	0, 2
家 庭	家庭基礎		2		2
情 報	情報B				0 (情報技術基礎で代替)
工 業	工業技術基礎	2			2
	課題研究			3	3
	実習		3	3	6
	製図	2	2	2	6
	工業数理基礎	2			2
	情報技術基礎	2			2
	生産システム技術		2 a		0, 2
	機械工作		2 a		0, 2
	機械設計		2	2, 2 a	4, 6
	原動機		2	2 a	2, 4
	プログラミング技術			2 a	0, 2
	ソフトウェア応用			2 a	0, 2
総 合	就業体験		1		0, 1
	総合的な学習の時間				0 (課題研究で代替)
	ホームルーム	1	1	1	3
	計	30	30	30	90

2 機械テクノロジー科システムコース

教 科	科 目	履 修 学 年			単位数
		1 年	2 年	3 年	

国 語	国語表現			2 b	0, 2
	国語総合	4			4
	現代文		2	2	4
地理歴史	世界史A		2		2
	日本史A		b		0, 2
	地理A	2			2
公 民	現代社会			2	2
	現代社会探究			b	0, 2
数 学	数学	3			3
	数学		2 a 2 b b	2 a	2, 4
	数学			b b	0, 2, 4
	数学A	2			2
	数学B			b	0, 2
理 科	理科総合A	2			2
	物理		3		3
	物理			b	0, 2
保健体育	体育	2	2	3	7
	保健	1	1		2
	体育理論			b	0, 2
芸 術	美術	2			2
	美術		b		0, 2
	美術			b	0, 2
外 国 語	オーラルコミュニケーション		b		0, 2
	英語	3			3
	英語		2 a 2 b	2 a 2 b	4
	リーディング			2 b	0, 2
	ライティング			b	0, 2
	英語基礎		2 b		0, 2
	英語総合			b	0, 2
家 庭	家庭基礎		2		2
情 報	情報B				0 (情報技術 基礎で代替)
工 業	工業技術基礎	2			2
	課題研究			3	3
	実習		3	3	6
	製図	2	2	2	6
	工業数理基礎	2			2
	情報技術基礎	2			2
	生産システム技術		2		2
	機械工作		2 a		0, 2
	機械設計		2	2 a	2, 4
	原動機		2 a		0, 2
	電子機械			2	2
	電子機械応用			2 a	0, 2
	システム技術			2 a	0, 2
ソフトウェア応用			2 a	0, 2	
総 合	就業体験		1		0, 1

総合的な学習の時間				0 (課題研究 で代替)
ホームルーム	1	1	1	3
計	30	30	30	90

3 機械テクノロジー科エコテクノロジーコース

教 科	科 目	履 修 学 年			単位数
		1 年	2 年	3 年	
国 語	国語表現			2 b	0, 2
	国語総合	4			4
	現代文		2	2	4
地理歴史	世界史A		2		2
	日本史A		b		0, 2
	地理A	2			2
公 民	現代社会			2	2
	現代社会探究			b	0, 2
数 学	数学	3			3
	数学		2 a 2 b b	2 a	2, 4
	数学			b b	0, 2, 4
	数学A	2			2
	数学B			b	0, 2
理 科	理科総合A	2			2
	物理		3		3
	物理			b	0, 2
保健体育	体育	2	2	3	7
	保健	1	1		2
	体育理論			b	0, 2
芸 術	美術	2			2
	美術		b		0, 2
	美術			b	0, 2
外 国 語	オーラルコミュニケーション		b		0, 2
	英語	3			3
	英語		2 a 2 b	2 a 2 b	4
	リーディング			2 b	0, 2
	ライティング			b	0, 2
	英語基礎		2 b		0, 2
	英語総合			b	0, 2
家 庭	家庭基礎		2		2
情 報	情報B				0 (情報技術 基礎で代替)
工 業	工業技術基礎	2			2
	課題研究			3	3
	実習		3	3	6
	製図	2	2	2	6
	工業数理基礎	2			2
	情報技術基礎	2			2
	生産システム技術			2 a	0, 2

	機械工作		2 a		0, 2
	機械設計		2	2 a	2, 4
	環境基礎		2		2
	環境計画			2 a	0, 2
	エネルギー基礎		2 a		0, 2
	エネルギー技術			2	2
	ソフトウェア応用			2 a	0, 2
総 合	就業体験		1		0, 1
	総合的な学習の時間				0 (課題研究 で代替)
	ホームルーム	1	1	1	3
	計	30	30	30	90

4 情報システム科電気コース

教 科	科 目	履 修 学 年			単位数
		1 年	2 年	3 年	
国 語	国語表現			2 b	0, 2
	国語総合	4			4
	現代文		2	2	4
地理歴史	世界史A		2		2
	日本史A		b		0, 2
	地理A	2			2
公 民	現代社会			2	2
	現代社会探究			b	0, 2
数 学	数学	3			3
	数学		2 a 2 b b	2 a	2, 4
	数学			b b	0, 2, 4
	数学A	2			2
	数学B			b	0, 2
理 科	理科総合A	2			2
	物理		3		3
	物理			b	0, 2
保健体育	体育	2	2	3	7
	保健	1	1		2
	体育理論			b	0, 2
芸 術	美術	2			2
	美術		b		0, 2
	美術			b	0, 2
外 国 語	オーラルコミュニケーション		b		0, 2
	英語	3			3
	英語		2 a 2 b	2 a 2 b	4
	リーディング			2 b	0, 2
	ライティング			b	0, 2
	英語基礎		b		0, 2
	英語総合			b	0, 2
家 庭	家庭基礎		2		2

情 報	情報B				0 (情報技術 基礎で代替)
工 業	工業技術基礎	3			3
	課題研究			3	3
	実習		3	3	6
	製図			2	2
	工業数理基礎			2 a	0, 2
	情報技術基礎	2			2
	電気基礎	3	3		6
	電気機器		2 a	2	2, 4
	電力技術		2 a b	2 a b	0, 2, 4
	電子計測制御		3		3
	ハードウェア技術			2 a	0, 2
マルチメディア応用			2 a	0, 2	
総 合	就業体験		1		0, 1
	総合的な学習の時間				0 (課題研究 で代替)
	ホームルーム	1	1	1	3
	計	30	30	30	90

5 情報システム科情報通信コース

教 科	科 目	履 修 学 年			単位数
		1 年	2 年	3 年	
国 語	国語表現			2 b	0, 2
	国語総合	4			4
	現代文		2	2	4
地理歴史	世界史A		2		2
	日本史A		b		0, 2
	地理A	2			2
公 民	現代社会			2	2
	現代社会探究			b	0, 2
数 学	数学	3			3
	数学		2 a 2 b b	2 a	2, 4
	数学			b b	0, 2, 4
	数学A	2			2
	数学B			b	0, 2
理 科	理科総合A	2			2
	物理		3		3
	物理			b	0, 2
保健体育	体育	2	2	3	7
	保健	1	1		2
	体育理論			b	0, 2
芸 術	美術	2			2
	美術		b		0, 2
	美術			b	0, 2
	オーラルコミュニケーション		b		0, 2
	英語	3			3

外国語	英語		2 a 2 b	2 a 2 b	4
	リーディング			2 b	0, 2
	ライティング			b	0, 2
	英語基礎		2 b		0, 2
	英語総合			b	0, 2
家庭	家庭基礎		2		2
情報	情報B				0 (情報技術基礎で代替)
工業	工業技術基礎	3			3
	課題研究			3	3
	実習		3	3	6
	製図			2	2
	工業数理基礎			2 a	0, 2
	情報技術基礎	2			2
	電気基礎	3	3		6
	電子技術		2 a		0, 2
	電子計測制御			2 a	0, 2
	通信技術			2	2
	電子情報技術		2 a		0, 2
	マルチメディア応用			2 a	0, 2
	情報通信基礎		3		3
	情報通信			2 a	0, 2
総合	就業体験		1		0, 1
総合的な学習の時間					0 (課題研究で代替)
ホームルーム		1	1	1	3
計		30	30	30	90

6 情報システム科情報コース

教科	科目	履 修 学 年			単位数
		1 年	2 年	3 年	
国 語	国語表現			2 b	0, 2
	国語総合	4			4
	現代文		2	2	4
地理歴史	世界史A		2		2
	日本史A		b		0, 2
	地理A	2			2
公 民	現代社会			2	2
	現代社会探究			b	0, 2
数 学	数学	3			3
	数学		2 a 2 b b	2 a	2, 4
	数学			b b	0, 2, 4
	数学A	2			2
	数学B			b	0, 2
理 科	理科総合A	2			2
	物理		3		3
	物理			b	0, 2

保健体育	体育	2	2	3	7
	保健	1	1		2
	体育理論			b	0, 2
芸 術	美術	2			2
	美術		b		0, 2
	美術			b	0, 2
外 国 語	オーラルコミュニケーション		b		0, 2
	英語	3			3
	英語		2 a 2 b	2 a 2 b	4
	リーディング			2 b	0, 2
	ライティング			b	0, 2
	英語基礎		2 b		0, 2
	英語総合			b	0, 2
家 庭	家庭基礎		2		2
情 報	情報B				0 (情報技術基礎で代替)
工 業	工業技術基礎	3			3
	課題研究			3	3
	実習		3	3	6
	製図			2	2
	工業数理基礎			2 a	0, 2
	情報技術基礎	2			2
	電気基礎	3			3
	ハードウェア技術		3	2 a	3, 5
	ソフトウェア技術		2 a	2	2, 4
	マルチメディア応用		3		3
	情報ビジネス		2 a	2 a	0, 4
	コンピュータ制御技術			2 a	0, 2
総 合	就業体験		1		0, 1
	総合的な学習の時間				0 (課題研究で代替)
	ホームルーム	1	1	1	3
	計	30	30	30	90

7 建築科

教 科	科 目	履 修 学 年			単位数
		1 年	2 年	3 年	
国 語	国語表現			2 b	0, 2
	国語総合	4			4
	現代文		2	2	4
地理歴史	世界史A		2		2
	日本史A		b		0, 2
	地理A	2			2
公 民	現代社会			2	2
	現代社会探究			b	0, 2
	数学	3			3
	数学		2 a 2 b b	2 a	2, 4

数 学	数学			b b	0, 2, 4
	数学A	2			2
	数学B			b	0, 2
理 科	理科総合A	2			2
	物理		3		3
	物理			b	0, 2
保健体育	体育	2	2	3	7
	保健	1	1		2
	体育理論			b	0, 2
芸 術	美術	2			2
	美術		b		0, 2
	美術			b	0, 2
外 国 語	オーラルコミュニケーション		b		0, 2
	英語	3			3
	英語		2 a 2 b	2 a 2 b	4
	リーディング			2 b	0, 2
	ライティング			b	0, 2
	英語基礎		2 b		0, 2
家 庭	英語総合			b	0, 2
	家庭基礎		2		2
情 報	情報B				0 (情報技術基礎で代替)
工 業	工業技術基礎	2			2
	課題研究			3	3
	実習		3	3	6
	製図	2	2	2	6
	情報技術基礎	2			2
	建築構造	2	4 a		2, 6
	建築施工			2	2
	建築構造設計		2	2 a	2, 4
	建築法規			4 a	0, 4
	建築計画		2		2
	工業デザイン			2 a	0, 2
総 合	就業体験		1		0, 1
総合的な学習の時間					0 (課題研究で代替)
ホームルーム		1	1	1	3
計		30	30	30	90

8 土木科

教 科	科 目	履 修 学 年			単位数
		1 年	2 年	3 年	
国 語	国語表現			2 b	0, 2
	国語総合	4			4
	現代文		2	2	4
地理歴史	世界史A		2		2
	日本史A		b		0, 2

	地理A	2			2
公 民	現代社会			2	2
	現代社会探究			b	0, 2
数 学	数学	3			3
	数学		2 a 2 b b	2 a	2, 4
	数学			b b	0, 2, 4
	数学A	2			2
	数学B			b	0, 2
理 科	理科総合A	2			2
	物理		3		3
	物理			b	0, 2
保健体育	体育	2	2	3	7
	保健	1	1		2
	体育理論			b	0, 2
芸 術	美術	2			2
	美術		b		0, 2
	美術			b	0, 2
外 国 語	オーラルコミュニケーション		b		0, 2
	英語	3			3
	英語		2 a 2 b	2 a 2 b	4
	リーディング			2 b	0, 2
	ライティング			b	0, 2
	英語基礎		2 b		0, 2
	英語総合			b	0, 2
家 庭	家庭基礎		2		2
情 報	情報B				0 (情報技術基礎で代替)
工 業	工業技術基礎	2			2
	課題研究			3	3
	実習	2	3	3	8
	製図		2	2	4
	情報技術基礎		2		2
	測量	2	2		4
	土木施工		2 a	2 a	0, 4
	土木基礎力学	2	2 a	2 a	2, 6
	土木構造設計			2 a	0, 2
	社会基盤工学			2	2
地球環境化学			2 a	0, 2	
総 合	就業体験		1		0, 1
	総合的な学習の時間				0 (課題研究で代替)
	ホームルーム	1	1	1	3
	計	30	30	30	90

備考

- 1 単位数に を付してある科目は、選択科目とし、選択履修するものとする。
- 2 aの科目は専門類型を選択する生徒が、bの科目は進学類型を選択する生徒が、それぞれ履修するものとする。

- 3 単位数に を付してある科目は、生徒の学校外における学修で、生徒が自らの希望により履修できるものとし、当該科目の単位数は、増加単位数として認定するものとする。
- 4 を付した科目は、学校設定科目を表す。

別表第2 (第11条関係)

本科第2部教育課程

1 産業技術科機械コース

教 科	科 目	履 修 学 年				単位数
		1 年	2 年	3 年	4 年	
国 語	国語表現					0, 2
	国語表現					0, 2
	国語総合	2	2			4
地理歴史	世界史A				2	2
	日本史A		2			2
	地理A					0, 2
公 民	現代社会	2				2
数 学	数学基礎					0, 2
	数学	2	2			4
	数学A					0, 2
理 科	理科基礎					0, 2
	理科総合A		2			2
	理科総合B	2				2
保健体育	体育	2	2	2	2	8
	保健	1	1			2
芸 術	美術					0, 2
	書道					0, 2
外 国 語	オーラルコミュニケーション					0, 2
	英語	2	2			4
家 庭	家庭基礎		2			2
情 報	情報A					0 (情報技術基礎で代替)
工 業	工業技術基礎	2				2
	課題研究				2	2
	実習	2 2	2 2	4 2	6 2	14, 16, 18, 20, 22
	製図			2	2	4
	工業数理基礎					0, 2
	情報技術基礎		2			2
	生産システム技術			2		2
	工業技術英語					0, 2
	工業管理技術					0, 2
	機械工作			2		2, 4
	機械設計			2		2, 4
	電子機械					0, 2
	自動車工学					0, 2, 4
	自動車整備					0, 2
地球環境化学					0, 2	

総合的な学習の時間	1	1			2(課題研究で代替)
ホームルーム	1	1	1	1	4
計	21	21	21	21	84

2 産業技術科電気コース

教科	科目	履修学年				単位数
		1年	2年	3年	4年	
国語	国語表現					0, 2
	国語表現					0, 2
	国語総合	2	2			4
地理歴史	世界史A				2	2
	日本史A		2			2
	地理A					0, 2
公民	現代社会	2				2
数学	数学基礎					0, 2
	数学	2	2			4
	数学A					0, 2
理科	理科基礎					0, 2
	理科総合A		2			2
	理科総合B	2				2
保健体育	体育	2	2	2	2	8
	保健	1	1			2
芸術	美術					0, 2
	書道					0, 2
外国語	オーラルコミュニケーション					0, 2
	英語	2	2			4
家庭	家庭基礎		2			2
情報	情報A					0(情報技術基礎で代替)
工業	工業技術基礎	2				2
	課題研究				2	2
	実習	2 2	2 2	4 2	4 2	12,14,16,18,20
	製図			2		2
	工業数理基礎					0, 2
	情報技術基礎		2			2
	工業技術英語					0, 2
	工業管理技術					0, 2
	電気基礎			4	2	6
	電気機器				3	3
	電力技術			2	3	5
	電子技術			2		2
	地球環境化学					0, 2
総合的な学習の時間	1	1			2(課題研究で代替)	
ホームルーム	1	1	1	1	4	

計	21	21	21	21	84
---	----	----	----	----	----

3 産業技術科建築コース

教 科	科 目	履 修 学 年				単位数
		1 年	2 年	3 年	4 年	
国 語	国語表現					0, 2
	国語表現					0, 2
	国語総合	2	2			4
地理歴史	世界史A				2	2
	日本史A		2			2
	地理A					0, 2
公 民	現代社会	2				2
数 学	数学基礎					0, 2
	数学	2	2			4
	数学A					0, 2
理 科	理科基礎					0, 2
	理科総合A		2			2
	理科総合B	2				2
保健体育	体育	2	2	2	2	8
	保健	1	1			2
芸 術	美術					0, 2
	書道					0, 2
外 国 語	オーラルコミュニケーション					0, 2
	英語	2	2			4
家 庭	家庭基礎		2			2
情 報	情報A					0 (情報技術基礎で代替)
工 業	工業技術基礎	2				2
	課題研究				2	2
	実習	2 2	2 2	4 2	2 2	10,12,14, 16,18
	製図			4	4	8
	工業数理基礎					0, 2
	情報技術基礎		2			2
	工業技術英語					0, 2
	工業管理技術					0, 2
	建築構造			2		2
	建築施工				2	2
	建築構造設計			2	2	4
	建築計画			2		2
	建築法規				2	2
	地球環境化学					0, 2
	総合的な学習の時間	1	1			2 (課題研究で代替)
	ホームルーム	1	1	1	1	4
	計	21	21	21	21	84

備考

- 1 単位数に を付してある科目は、選択科目とし、選択履修するものとする。
- 2 単位数に を付してある科目は、生徒の学校外における実務を通じた学修で、生徒が自らの希望により履修できるものとし、当該科目の単位数は、増加単位数として認定するものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成17年4月1日に現に本科第1部第2学年及び第3学年並びに本科第2部第2学年、第3学年及び第4学年に在学する生徒に係る教育課程については、なお従前の例による。

平成17年(2005年)3月31日 印刷
平成17年(2005年)3月31日 発行

定価 100円

発行人
発行所
印刷者
印刷所

石川県金沢市玉鋸4丁目166番地
石川県金沢市玉鋸4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄